

短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大が始まります

平成 28 年 10 月 1 日から、500 人以上の事業所に勤務する「**短時間労働者**」は、新たに「厚生年金保険・健康保険」等の適用対象となります。

- 短時間労働者が「厚生年金・健康保険」等の適用対象となると、厚生年金からは、将来基礎年金に加え、報酬比例の厚生年金を受け取ることが出来るようになる等、所得保障が手厚くなります。又健康保険からは、様々な給付（医療費、出産手当、傷病手当等）が受けることが出来ます。

<短時間労働者の要件>

勤務時間・勤務日数が常時雇用者の 4 分の 3 未満で、以下の①～④の**全てに該当する方**が適用拡大の対象となります。

① 週の所定労働時間が 20 時間以上であること

週の「所定労働時間」とは、就業規則、雇用契約書等により、その者が通常の週に勤務すべき時間をいいます。（雇用保険の取扱いと同様です。）

② 雇用期間が 1 年以上見込まれること

- 期間の定めがなく雇用される場合
- 雇用期間が 1 年以上である場合
- 雇用期間が 1 年未満であるが、次のいずれかに該当する場合
 - ・雇用契約書に契約が更新される旨、又は更新される可能性がある旨が明示されている場合
 - ・同様の雇用契約により雇用された者について更新等により 1 年以上雇用された実績がある場合

③ 賃金の月額が 8.8 万円以上あること

週給、日給、時間給を月額に換算したものに、各諸手当等を含めた所定内賃金の額が、8.8 万円以上である場合となります。但し、次に掲げる賃金は除きます。

【除外対象】

- ・臨時に支払われる賃金、及び一月を超える期間ごとに支払われる賃金（例：結婚手当、賞与等）
- ・時間外労働、休日労働、及び深夜労働に対して支払われる賃金（例：割増賃金等）
- ・最低賃金法で算入しないことを定める賃金（例：精皆勤手当、通勤手当、家族手当）

④ 学生でないこと

生徒、又は学生は適用対象外となります。（雇用保険の取扱いと同様。）

（大学、高等、専修学校、各種学校（修業年限が 1 年以上の課程に限る）等に在学する生徒、又は学生）

※但し、次に掲げる方は、被保険者となります。

- ・卒業見込証明書を有する方で、卒業前に就職し、卒業後も引き続き同じ事業所に勤務する予定の方
- ・休学中の方
- ・大学の夜間学部、及び高等学校の夜間等の定時制の課程の方等

【問合せ先】 サザビーリーグ健康保険組合 適用担当

電話番号 03-5412-1827（平日 9 時 30 分～18 時 30 分 土日祝日を除く）